

第 96 号議案

豊後大野市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

豊後大野市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 12 月 1 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

本条例による子ども医療費の助成のうち、小中学生の通院に係る医療費の助成について、現在、償還払いで行っているものを助成対象者の負担軽減のため、平成 30 年 4 月 1 日以後に受けた保険給付に係る助成から現物給付で行いたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

豊後大野市子ども医療費の助成に関する条例（平成 17 年豊後大野市条例第 133 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「同条第 1 項に規定する助成対象保険給付のうち小中学生の通院に係るもの及び」を削る。

第 7 条第 4 項中「第 4 条第 1 項に規定する助成対象保険給付のうち小中学生の通院に係るもの及び同条第 2 項第 2 号」を「第 4 条第 2 項第 2 号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊後大野市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以後に受けた保険給付に係る助成について適用し、同日前に受けた保険給付に係る助成は、なお従前の例による。